

令和6年度第3回仙台市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 令和6年10月9日（水）10：00～10：50
会 場 仙台市役所本庁舎 第一委員会室
出席委員 田中真美会長、高浦康有副会長、加藤明子委員、門脇佐知委員、ごうこ正太郎委員、今野純太郎委員、四釜喜愛委員、柴田美千代委員、柳生博之委員、若生彩委員
欠席委員 光安理絵委員、村山くみ委員、大和一美委員
事務局 市民局長、市民局次長兼市民活躍推進部長、男女共同参画課長、男女共同参画課主幹、男女共同参画課企画推進係長、男女共同参画課担当者
傍 聴 一般傍聴1名

次 第

1 開会

2 議題

（仮称）仙台市パートナーシップ宣誓制度骨子案に関するパブリックコメントの実施結果の概要について

3 閉会

1 開会

- 男女共同参画課主幹
 - ・男女共同参画課主幹より、仙台市議会議員ごうこ正太郎委員の就任について紹介。
- 男女共同参画課主幹
 - ・委員 13 名中、本日は 10 名が出席。
- 男女共同参画課主幹
 - ・仙台市男女共同参画推進審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となる。以降の進行は田中会長にお願いしたい。

(1) 会議の公開等について

- 田中会長
 - ・本日の審議会において、非公開とすべき案件はあるか。
(非公開案件なし・事務局)
 - ・それでは本日の審議会は公開ということで良いか。
(異議なし)

(2) 議事録署名人の指定について

- 田中会長
 - ・議事録署名人については、出席者の中から 2 名を指名したい。今回は、柳生博之委員と若生彩委員にお願いしたい。
(柳生委員、若生委員 了承)

2 議題

(仮称) 仙台市パートナーシップ宣誓制度骨子案に関するパブリックコメントの実施結果の概要について

- 男女共同参画課長
 - ・資料 1 及び資料 2 に基づき説明

[意見・質疑応答等]

- 高浦副委員長
 - ・一方又は双方が性的マイノリティである二人を対象とするという、私も原則論としては、こちらでされているのかなと思いつつ、ただ、それだけに限定しない方が柔軟な運用になるというご意見もある。
 - ・以前、審議会でも指摘したが、他の都市でいわゆる事実婚としてパートナーシップ宣誓をされた方が本市に転入された場合に、性的マイノリティでないために引き続きそうした制度が使えないといった不便さも出てくるかなと思う。
 - ・理念としては、性的マイノリティ当事者の方を支援するということを踏まえつつ、あくまでそれは原則とするということではいかか。
 - ・一方又は双方が性的マイノリティである証明は、現実的、客観的に難しいと思われるが、宣誓制度を利用される方が、ご自身が性的マイノリティであるということをチェックマークを付けるということ等になるのか。双方の意思確認はどのように行う予定なのか。
- 男女共同参画課長
 - ・受付手続きの運用面については、あくまでも性的マイノリティの方々を対象とするが、本人からの申し出によってということ想定している。
 - ・チェックマークを付ける等といったことは想定しておらず、あくまでも宣誓として名前を書いていただくが、ご自身から「私が性的マイノリティです」といった念書のようなものをいただくことは考えていない。

○四釜委員

- ・骨子案に「市に対して宣誓を行い、市が受領証を交付するもの」と書いてある。パブリックコメント等でたくさん意見があったように、宣誓後、調べるという事務的な仕事は大量にあるのでは思うのだが、受領証はどれくらいの期間で発行できると考えているのか。

○男女共同参画課長

- ・宣誓にあたっては、本人確認等を行うことが前提で、面前での手続きを考えている。仙台に住んでいることを確認する等、書類の確認がある。書類一式が揃っている前提であれば、早ければその当日中に発行できると考えている。

○今野委員

- ・運用の部分だと思うが、宣誓方法については、「面前で行う」というところに若干の違和感がある。
- ・他の自治体の様子を確認すると、例えば東京都とかでは、申請から受領までオンラインで一括できていたり、横浜市とか他の自治体でも、窓口に出向かなくてもできるような仕組みが作られているところもある。
- ・本人方の立場に立って考えると、役所に行き、面前で2人そろって申請するというハードルは少し高いのではないかと思っている。今後その辺りの運用をどのような形で考えているのか伺う。

○男女共同参画課長

- ・今のところ原則として、どちらか一方だけがお越しになってということではなく、2人そろって、自分自身であること、間違いなく私がこれを宣誓したいんだ、との確認を取り、宣誓をいただき、受領するということをまずは前提として考えている。
- ・ただ、一方でご意見の中にもあったが、なかなか窓口には様々な事情でお越しになることが難しい場合には、本人確認は必須だが、東京都等でも行っているように、WEBによって、顔が見える状況を作った上で、確認をすることになると思うが、今後運用の中で考えていきたい。
- ・最初からWEBの利用を前提として進めていくのか、まず原則として窓口にお越しいただくようお願いするが、難しい場合にWEBの利用という運用にするかどうかについては、引き続き検討していく。

○柳生委員

- ・NO. 26-1で「宣誓する場所を一般には公表しないなど、プライバシーへの配慮を徹底してまいります」とあるのだが、実際に来庁したときに、最初にどこに行けば良いとか、窓口の人が別室の方に案内するのかなと思うのだが、実際の申請する方の流れを事務局はどのように想定しているのか。

○男女共同参画課長

- ・現在、受付の運用は予約制を想定している。事前に電話、メール等で連絡をいただき、必要な書類や手続きについて説明し、日時を伝え、連絡をいただいた方に個別に場所の案内をする。場所に関しては一般に公表せず、他の方と接触をしづらい場所を選定することを考えている。

○ごうこ委員

- ・骨子案の最後に「自治体は、宣誓したご本人方に対し、受領証を発行します。ご本人方は受領証を用いて、その自治体が運用する制度や民間のサービス等を利用できる場合があります。」との一文がある。市からはどういったことを想定しているのか。もしくは本人方がこの受領証を用いて折衝するということを想定しているのか。

○男女共同参画課長

- ・宣誓した後、どういったサービスを利用されるのかということについては、ご本人方の希望によるものだが、仙台市で検討しているサービスについては庁内に骨子案を提示し、この骨子案でサービスとして受けとめられるものはあるか、ということを照会している。
- ・今、間違いなくこのサービスが使えるということをご案内することが難しい状況。骨子については、現在の議論も踏まえ、これで固まっているわけではない。

- ・各担当課としては策定した要綱を見て、提供できるサービスを最終的に判断することとなる。相談している部署はあるが、こういったサービスができるということは今お伝えできる状況ではない。
- ごうこ委員
 - ・この文章を見ると、受領証を持った人が直接折衝してください、という文章に見えた。民間企業とかサービスが様々あると思うのだが、市から何か働きかけをすとか、現段階で想定しているのか。
- 男女共同参画課長
 - ・仙台市がパートナーシップ宣誓制度を導入した後、手法としてははっきりしたものは申し上げられないが、市内の各企業に制度を導入したという、ご案内を差し上げ、ご協力いただけるものがあれば、ということで周知をしたいと考えている。
- ごうこ委員
 - ・文章の表現として、「受領証を受け取った方がすべてのご折衝を」というように見えるというのが個人的な印象である。
- 田中会長
 - ・この要綱ができれば、周知についても非常に重要となる。
- 柴田委員
 - ・骨子案の留意事項(3)に通称名での宣誓も可能とあり、客観的に分かる書類の提出が必要とあるのだが、具体的にどういうものなのか。
- 男女共同参画課長
 - ・想定しているのは、働いている方であれば、例えば社員証等である。外国籍の方で日本名を使われている方や旧姓を使われている方も含まれると思うが、通称名として本来の戸籍に登録されている名前ではない名前を日常的に使われていることが分かるものである。
 - ・一般的にその名前で、日常生活を送っていることが分かるものがあれば、確認書類としたいと考えている。
- 柴田委員
 - ・受領証を発行し、受領証で自治体や民間のサービスも利用できるということであれば、通称名ではなく本名に統一した方が良いのではないかなと思う。まだ検討の余地があると思うので、確認していただきたい。
- 田中会長
 - ・通称名での宣誓も可能ということなので、本名でももちろん可能なのだがというところ。検討をお願いします。
- 加藤委員
 - ・今後のスケジュールを教えてほしい。
- 男女共同参画課長
 - ・これまで年度内の策定に向けてということでお伝えしていたが、少し早めにパブリックコメントを実施することができた。取りまとめに少し時間がかかったが、最新のスケジュールだと、本日議論いただき、この骨子案を運用でカバーする形で、審議会です承いただければ、市の議会に報告し、要綱の策定に進み、年内の導入に向けて進めていきたいと考えている。
- 加藤委員
 - ・要綱案を作成して、その案をどこかでまた諮るということか。
- 男女共同参画課長
 - ・要綱案については、どこかに諮るという手順は通常は踏まない。ただ、審議会委員には、要綱案を策定した段階で、メール等で共有し、ご覧いただく機会を設けたいと考えている。
- 門脇委員
 - ・今回いろいろなご意見があった。受け取り方とか、その方々の考え次第でいろいろな受け取り方があるのだなと非常に思ったというのがまず感想である。
 - ・働く上でも女性は大分長いことマイノリティと言われてきたが、それを改善すべく、

小さなことから一つずつ制度等も整えながら広げてきているからこそ、女性で働く人が増えてきた。

- ・同じように小さなところから始めて、どんどん改善をしながら広げていくという取り組みになろうかと思う。
- ・今まで議論を重ねてきたことをまず最低限、市としてはこれをやるけれども、そこに目的を合わせて発信することと、今回いただいた貴重なご意見に対して、どのようなフィードバック、説明をするのか。今、必要な制度としてまずここからスタートして、今後こう考えていくといった今後のやりとりも想定されているのであれば、お聞きしたい。

○男女共同参画課長

- ・パートナーシップ宣誓制度については、昨年度から審議会の中でも議論をいただき今年骨子案をお示しした。
- ・会長からもお話いただいたが、導入したら終わりではなくて、導入した後も様々なご意見をいただきながら、また審議会の皆様からもご意見をいただきながら、それを踏まえて改善していくように努めていきたいと考えている。
- ・どういった経過になっているか等、ご質問をいただきながら、審議会の皆様にパートナーシップ宣誓制度を見守っていただければと考えている。

○門脇委員

- ・そういう対話のようなものを続けていくことが非常に大事なのかな、と思ったので、そのように考えているのであれば、対象になる方々にとっても非常に安心した制度として受け止めていただけるのではないかと考えた。

○田中会長

- ・事務局からあったように、審議会は導入すれば終わりというわけではなく、その利用がどうなっているか等を見ていく審議会なので、未来志向の要綱なのだろうと思っている。

○若生委員

- ・4ページのNO.2-8の子に関する記載について、市の考えとしては「宣誓者が届け出をよとする子の親権をお持ちでない場合は、親権者の同意を得た上で」となっている。お子さんの年齢等によっては、必ずしも親権者が立ち会えないような場面で、医療機関等に関わる機会もあるのかな、と思っている。そういったことも、運用の中で考えていただくことができるのかな、というところが気になっている。

○男女共同参画課長

- ・子の年齢に関しては、審議会でも一定年齢になった場合には、その名前を自分の意思で外せるように等、検討していただいていた部分があった。
- ・年齢によって18歳以上になると親権者という形での確認はない状態になってくるので、あくまでも本人方とお子さんの意思確認をした上で、名前を継続していくかどうかの判断は出てくると思っている。相談に応じながら、運用していく中で、何かあれば見直しながらということを考えていきたいと思っている。

○高浦委員

- ・最初に説明した制度対象者の定義についてだが、一方又は双方が性的マイノリティであることの直接の申告は、職員が確認するのではなく、あくまでこの制度趣旨を踏まえた上で、お互いパートナーであることを宣誓されることに留めるという理解でよろしいか。

○男女共同参画課長

- ・そのとおりである。

○高浦委員

- ・当事者の方が生きやすい社会を、この制度をあくまで手段としてお使いいただき、仙台市として、多様な方が生きやすい社会を作っていく理念が大事だと思う。
- ・当事者の方が利用しやすい制度に向けて、門脇委員からもあったが、今後いろんな改善の方向があるならば、その余地を残していただきたいと思っている。

○田中会長

- ・もう随分前なのだが、令和5年度の第3回のヒアリングの時のことを皆様に思い出していただくと、性的マイノリティの方々は、もう本当に導入して欲しいという切実な声があった。
- ・今回のパブリックコメントもあるが、これまでの議論もあり、骨子案の内容で、早々に動いていただき、これからも変えられる部分とか、運用で考えていける部分等を、検討していただくことになると思う。
- ・事務局において市議会への報告を経て、要綱を策定し、制度導入に向けて具体の準備を進めていくということになる。本日の意見を参考にしながら、導入に向けて引き続き検討をお願いします。
- ・制度を導入したら審議会の役割は終わりという訳ではない。制度を運用していく中で、利用する方、したい方にとって利用しやすい制度となるように、適宜見直していく必要があり、審議会はその推移を見守って、意見等を申し述べていくということとなり、重要な役割を担っている。
- ・また、本市の男女共同参画をさらに推進するために、審議会としての役割を引き続き果たしていきたいと思うのでよろしくお願いする。

3 閉会

○男女共同参画課主幹

- ・閉会にあたり、以下の点をご案内申し上げます。
 - ①議事録について、本日の議事録原案を事務局で作成し、議事録署名人に署名をいただいた後、市政情報センター及び仙台市ホームページで公開する。
 - ②次回の審議会については年明け1月下旬頃の開催を予定している。
- ・本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。